

「審査基準単位」の改正について

このたび、従来運用してまいりました、当制度規則における「審査基準単位」を一部改正いたしましたのでご通知いたします。試験受験および資格更新の際の審査基準となりますので、以下ご確認ください。なお、新規規則は平成28年4月1日より施行いたします。

認定臨床染色体遺伝子検査師制度審議会

<改正前>

①原著論文(筆頭)	医学中央雑誌、PubMedに掲載されたもので、内容は遺伝子検査、染色体検査関連に限る	10単位
②原著論文(共同)	同上	5単位
③その他論文(筆頭)	同上	8単位
④その他論文(共同)	同上	3単位
⑤学会発表(筆頭)	内容は遺伝子検査、染色体検査関連に限る	5単位
⑥学会発表(共同)	同上	3単位
⑦学会参加	日臨技全国、支部学会または日本染色体遺伝子検査学会参加	10単位
⑧その他の学会参加	審議会において審査する	5単位
⑨研修会参加	日臨技や日本染色体遺伝子検査学会が主催する研修会	10単位
⑩その他の研修会参加	その他の学会が主催する研修会	5単位
⑪研修会の講師	日臨技や日本染色体遺伝子検査学会が主催する研修会	5単位

<改正後>

①原著論文*1(筆頭)	遺伝子検査、染色体検査関連の論文に限る	10単位
② 同上 (共同)	同上	3単位
③その他の論文(筆頭)	同上	8単位
④ 同上 (共同)	同上	3単位
⑤学会発表(筆頭)	遺伝子検査、染色体検査関連の内容に限る	5単位
⑥ 同上 (共同)	同上	2単位
⑦学会参加	日臨技全国学会または日本染色体検査学会参加	10単位
⑧ 同上	日臨技支部学会および都道府県技師会が主催する学会参加	5単位
⑨その他の学会参加	上記以外の学会参加は審議会において審査する	3単位
⑩研修会の参加	日臨技や日本染色体遺伝子検査学会が主催する全国研修会	8単位
⑪ 同上	日臨技支部および都道府県技師会、日本染色体遺伝子検査学会支部が主催する研修会	5単位
⑫その他の研修会参加	その他の学術団体が主催する研修会	3単位
⑬研修会の講師	日臨技や日本染色体遺伝子検査学会、支部および都道府県技師会が主催する研修会	5単位

*1:「原著論文」とは査読制度のあるものに限り、専門雑誌等への投稿論文は「その他の論文」とする

認定臨床染色体遺伝子検査師制度規則

第1章 総則

- 第1条** 認定臨床染色体遺伝子検査師制度は臨床に関わる染色体遺伝子検査の適切な利用と検査結果を最大限に診療に反映させるために、専門知識および高度な技術に対応できる検査資格者の育成を図り、染色体遺伝子検査の発展と普及を促進することを目的とする。また染色体遺伝子検査の精度保証を通して、医療の安全と患者の安心を守り、国民医療の向上に寄与することを目的とする。
- 第2条** この制度は社団法人日本臨床衛生検査技師会認定センター（以下、認定センターと略す）運営規定に基づいて実施する。
- 第3条** この制度の目的を達成するため、認定臨床染色体遺伝子検査師制度協議会（以下、協議会と略す）を設置する。協議会は、認定臨床染色体遺伝子検査師制度を設定し、認定臨床染色体遺伝子検査師を認定する。
- 第4条** この制度の維持と運営のために、認定臨床染色体遺伝子検査師制度審議会（以下、審議会と略す）を設置する。審議会の議決は、協議会会長の了解を得て、協議会の議決とすることができる。
- 第5条** この制度に必要な具体的内容ならびに実施に関するすべての事項を作成するために必要な、認定臨床染色体遺伝子検査師制度委員会（以下、委員会と略）を設置する。委員会の議決は、協議会会長の了解を得て、協議会の議決とすることができる。

第2章 認定臨床染色体遺伝子検査師申請者の資格

第6条 認定を申請するものは、次の各項の条件を全て満たす者であること。

1. 日本臨床衛生検査技師会に3年以上在籍し、日臨技一般教育研修課程を修了していること。あるいは日本染色体遺伝子検査学会に3年以上在籍し、会費を納入していること。
2. 染色体遺伝子検査に関する学術活動を、別表による単位で30単位以上取得していなければならない。
3. 染色体遺伝子検査に関する業務歴を1年以上有すること。

別表 認定臨床染色体遺伝子検査師制度審査基準単位

①原著論文*1（筆頭）	遺伝子検査，染色体検査関連の論文に限る	10単位
② 同上（共同）	同上	3単位
③その他の論文（筆頭）	同上	8単位
④ 同上（共同）	同上	3単位
⑤学会発表（筆頭）	遺伝子検査，染色体検査関連の内容に限る	5単位
⑥ 同上（共同）	同上	2単位
⑦学会参加	日臨技全国学会または日本染色体検査学会参加	10単位
⑧ 同上	日臨技支部学会および都道府県技師会が主催する学会参加	5単位
⑨その他の学会参加	上記以外の学会参加は審議会において審査する	3単位

⑩研修会の参加	日臨技や日本染色体遺伝子検査学会が主催する全国研修会	8単位
⑪ 同上	日臨技支部および都道府県技師会、日本染色体遺伝子検査学会支部が主催する研修会	5単位
⑫その他の研修会参加	その他の学術団体が主催する研修会	3単位
⑬研修会の講師	日臨技や日本染色体遺伝子検査学会、支部および都道府県技師会が主催する研修会	5単位

※1:「原著論文」とは査読制度のあるものに限り、専門雑誌等への投稿論文は「その他の論文」とする

第3章 認定臨床染色体遺伝子検査師の認定

第7条 資格審査および認定試験は、認定臨床染色体遺伝子検査師制度協議会の責任において実施する。

第8条 認定臨床染色体遺伝子検査師認定証の有効期限は5年間とし、認定臨床染色体遺伝子検査師制度の水準を保持するため、認定更新制度を施行する。

第4章 認定更新

第9条 5年ごとの認定更新は有効期間の最終の年に行うこととする。認定更新申請は更新申請料を添えて、認定期限の1カ月前までに次の各項の書類を認定センターに提出しなければならない。更新期限が切れた資格の追認は行わない。

第10条 5年間に取得すべき更新申請資格審査基準は次のとおりとする。

1. 第2章第6条の別表による単位を50単位以上取得していなければならない。
2. 更新時には、日本臨床衛生検査技師会あるいは日本染色体遺伝子検査学会の会員であることを必要とする。

不慮の事故や海外出張などの理由により、更新の手続きならびに更新の条件が遂行できないと認められる時、本人の申告により資格審査委員会で審議のうえ申請期間を延長することができる。

第5章 認定臨床染色体遺伝子検査師の資格喪失

第11条 協議会会長は、認定臨床染色体遺伝子検査師としてふさわしくない行為があったと認められた場合は、認定臨床染色体遺伝子検査師の資格を審議会ならびに協議会の議決を経て取り消すことができる。

第6章 規則の改廃

第12条 この規則の改廃は審議会の議決を経て、協議会の承認を受けなければならない。

第7章 補則

第13条 この規則は平成19年10月1日から施行する。

第14条 この規則は平成28年4月1日から一部改正し施行する。